# 第29回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく) 書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- 事業報告 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- 連結計算書類 「連結株主資本等変動計算書」 「連結注記表」
- 計算書類 「株主資本等変動計算書」 「個別注記表」

第29期(2023年2月1日から2024年1月31日まで)

# 株式会社ゼットン

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

# 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容は次のとおりです。(最終改定 2022年5月25日)

- ① 当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの整備について基本方針を以下のとおり定め、業務の適正を確保するための体制の充実を図っております。
  - (ア) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制
    - ・取締役及び使用人が職務執行の上で、法令及び定款を遵守していくことを 徹底すべく、「内部統制規程」、「企業倫理規程」及び「コンプライアンス規 程」を制定し、法令及び定款を遵守することはもとより、社会的規範を遵 守することにより、高い企業倫理に基づいた誠実かつ公平な企業活動を遂 行するものとする。また、当社並びに子会社の取締役及び使用人が法令・ 条例・契約・定款・社内規程及び社会的規範の遵守を基本的責務として継 続的に行うことで、公正かつ適切な企業活動の実現と企業の社会的責任を 果たすことによる社会との調和を図るものとする。
    - ・当社は、「コンプライアンス規程」及び「会議運営規程」を制定し、経営会議内に設置された「コンプライアンス部会」にて取締役及び執行役員へのコンプライアンスに係る情報の共有を継続的に図るとともに、コンプライアンス推進体制の監視及び改善を目的として、コンプライアンスに係る重要事項を審議決定するものとする。
    - ・当社は、コンプライアンス推進体制強化のため、内部通報に係る社内窓口及び社外窓口を設置し、「内部通報規程」に基づき、専用ウェブサイトへのアクセス等を通じて、当社並びに子会社の取締役、使用人とその家族又はそれに準じる者、並びに当社及び子会社の取引先の取締役及び使用人からの通報を受け付け、法令、社内規程及び社会的規範等に対する違反行為の防止、早期発見と是正及び再発防止に努めることにより、コンプライアンス推進体制の実効性を高めるものとする。
  - (イ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
    - ・会社の重要な意思決定については、必ず書面又は電磁的方法により記録を 作成するとともに、法定保存文書と同様に「文書管理規程」で定めた所定 の期間保存する。

・「株主総会議事録」「取締役会資料及び議事録」「決算関係書類」「取締役を 最終決裁者とする稟議書」については、取締役は常時閲覧できるものとす る。

# (ウ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社及び子会社における損失の危険の管理については、「危機管理規程」を 制定し、危機事案に対する監視・把握を継続的に行い、常時危機事案に対 する意識を高めることにより、危機管理体制の充実を図るものとする。
- ・当社は、「危機管理規程」及び「会議運営規程」を制定し、経営会議内に設置された「危機管理部会」にて、当社及び子会社の取締役及び執行役員への危機事案の管理状況の報告・検討を継続的に行い、潜在する危機事案に対する情報の抽出と評価を実施することにより、予め危機事案の回避に努めるとともに、危機事案の発生時の対応を定めるものとする。

# (エ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。そのほか 迅速かつ的確な業務運営のため、経営会議、営業会議等の各会議で審議・ 決定された内容は、取締役会より委嘱された範囲で職務を執行する担当部 門において速やかに実施する。
- ・職務分掌権限規程において、取締役・使用人の職務分担を明確にし、決裁 制度の中で権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保する。
- ・稟議書等の文書はIT技術を活用し、電磁的に記録・承認・保管を行うことによって効率的な体制を確保する。
- ・内部監査室は内部監査業務の過程で、各部門の業務執行の適正性や妥当性 をモニタリングし、適時、取締役会への報告を行う。
- ・顧問弁護士等による法令遵守等に関する指導・助言のほか、会計監査人に よる法定監査を受けるなど、第三者を通じてコーポレート・ガバナンス体 制の充実・強化を図る。

# (オ) 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を 確保するための体制

・当社は、「コンプライアンス規程」、「危機管理規程」及び「会議運営規程」 に沿って密接な連携のもとに業務を執行する。

- ・当社は子会社及び関連会社(以下、「子会社等」という。)の管理に関し、 「関係会社管理規程」を整備し、重要事項に関しては子会社等から当社への 報告・承認を求めることとするとともに、定期的に協議を行い、経営管理 情報・危機管理情報等の共有を図ることで、企業集団の業務の適正を図り、 子会社等の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制及び取締役及び使 用人の職務執行が法令・定款に適合する体制を確保する。
- ・子会社等は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査 の結果は代表取締役及び監査等委員会宛てに報告を行う。
- ・当社役職員は、子会社等の損失の危険の発生を把握、又は当該事項を子会 社役職員より報告を受けた場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及 び当社に対する影響について、当社取締役会に報告を行う。
- (カ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の 取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び 当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ・監査等委員会は監査等委員会の職務の補助を必要とする場合、管理担当取 締役に使用人の配置を要請し、担当取締役は監査等委員会付担当者を選任 する。
  - ・監査等委員会は当該使用人に対し監査業務に必要な事項を指示できるものとし、当該使用人はその任を解かれるまで、取締役(監査等委員である取締役を除く。)等の指揮命令を受けないものとする。また、その人事に関しても監査等委員会と協議を行いその独立性についても十分留意する。
- (キ)当社及び子会社の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)並びに 使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他の当社の監 査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不 利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ・当社及び子会社等の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)並びに使用人は、当社の監査等委員会に対して、法定の事項に加え当社及び子会社等に重大な影響を及ぼす事項、重要開示事項、内部監査の状況等につき、速やかにその内容を報告しなければならない。また、当社の監査等委員会は当社及び子会社等からの報告・承認事項に係る情報を常時閲覧できるとともに、取締役並びに使用人に対し直接報告を求めることができる。

- ・法令・定款違反その他情報を、当社の監査等委員会に報告したことで報告 者が不利益な取扱を受けることを禁止し、その旨を当社及び子会社等の取 締役並びに使用人に周知徹底する。
- (ク) その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための 体制及び監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するも のに限る。) について生ずる費用の前払等に関する事項
  - ・監査等委員は取締役会ほか会社の重要な会議に出席するとともに、監査等委員会は定期的に代表取締役と会合を持ち、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題について意見交換する。
  - ・監査等委員会は会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を 行うとともに必要に応じて会計監査人に意見を求める。
  - ・監査等委員会は内部監査室と緊密な連携を保ちつつ、必要に応じて個別の 要望での内部監査の実施を求めることができる。
  - ・監査等委員会の職務の執行の必要性に応じて、監査等委員会は外部の法律・会計等の専門家を任用することができ、そのための費用は会社が負担する。
  - ・監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生じる費用の前払い又は償還等の処理については、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

# (ケ) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効 かつ適正な提出のため、内部統制システムの構築を行う。
- ・内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関連法令との適合性を確保するために、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を強化するとともに、その仕組みを継続的に評価し、必要な是正を行う。

# (コ) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切 関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、こ れらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないという 方針を堅持しております。

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たないことを反社会的勢力の排除基本方針に定めており、毅然とした姿勢で対応する。
- ・反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は管理本部を対応部署とし、 警察等の関連機関とも連携して対応する。
- ・2010年に全国で施行完了した「暴力団排除条例」に対応するため、事業に 係る契約を締結する際には、取引先が反社会的勢力又はそれと係わりがあ る個人・法人等でないことの確認に努める。
- ・事業に係る契約を締結する際には、双方において反社会的勢力又は係わり のある個人・法人等でないことを約し、後に違背が発覚した際には、契約 の解除とともに損害賠償請求に応じる義務を負う等の反社会的勢力排除条 項を契約書面にて交わす。
- ・使用人の雇用に当たり、入社時に提出の「誓約書」において、被採用者自 らが反社会的勢力等ではないこと、もしくはそれと係わりがないことを宣 言させている。

# ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は2020年5月27日付で監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の監督機能の強化・社外取締役の活用による経営の透明性の確保及び効率化を進めております。当期に実施しました主な取組みについては以下のとおりです。

# (ア) 取締役会の活動について

定時取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項をはじめ、取締役会規程で定められた事項について討議し検討を重ね決定するとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会の専決事項を除く重要な事項については「会議運営規程」に基づき、経営会議において決議を行い、業務執行の適正化及び効率の向上を図っております。

また、監査等委員である社外取締役2名を選任しており、専門的見地と豊富な経験から、取締役会において適宜発言を行うとともに、取締役の職務執行の監督機能を果たしています。

# (イ) 監査等委員会の活動について

毎月1回監査等委員会を開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の執行 状況の報告を行うとともに、取締役会等の基幹会議に出席し、取締役の職務 執行に対する監査や財務及び会計、法律に関する知見をもとに、事業方針や 経営管理について積極的に助言を行っております。

# (ウ) 内部監査室の活動について

社長直轄の内部監査室は、各事業年度において決定された内部監査計画に基づき、計画的な内部監査活動を実施しております。また、内部監査室は、必要に応じ監査等委員会及び会計監査人との情報共有・意見交換を行い、連携を図っております。

# (エ) コンプライアンス体制について

「コンプライアンス規程」及び「会議運営規程」を制定し、経営会議内に 設置された「コンプライアンス部会」において社内のコンプライアンス遵守 の状況を定期的に確認することにより、未然の防止、早期の発見及び解決、 再発防止を継続的に図っております。

また、当社は「内部通報規程」に基づき、社内外に内部通報窓口を設置したことにより、当社及び子会社の取締役及び使用人がコンプライアンス違反に関する通報を可能とし、コンプライアンスの実効性の向上を図っております。

# (オ) 反社会的勢力の排除について

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切 関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これ らと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないという方針 を堅持しております。

— 6 —

# <u>連結株主資本等変動計算書</u> (2023年2月1日から 2024年1月31日まで)

(単位:千円)

	株	主		資	本
	資本金	資 本剰余金	利 益 剰 余 金	自己株式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	90,000	1,506,749	948, 967	△217	2, 545, 499
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			50,550		50,550
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	_	50,550	_	50,550
当 期 末 残 高	90,000	1,506,749	999,518	△217	2, 596, 050

	その他の包括	舌利益累計額	
	為替換算調整勘定	純資産合計	
当 期 首 残 高	220,814	220,814	2,766,313
当 期 変 動 額			
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			50,550
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	101,292	101,292	101, 292
当期変動額合計	101,292	101,292	151,843
当 期 末 残 高	322, 106	322, 106	2, 918, 157

<sup>(</sup>注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

### 連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

- 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記
  - (1) 連結の範囲に関する事項
    - ① 連結子会社の状況

連結子会社の数

1 社

連結子会社の名称

ZETTON, INC.

- ② 非連結子会社の状況 該当事項はありません。
- (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

ZETTON, INC. の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現 在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行 っております。

- (3) 会計方針に関する事項
  - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - イ. 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

口. 棚卸資産

· 商品、食品材料

最終仕入原価法による原価法(連結貸借対照表価額に ついては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) 最終仕入原価法による原価法(連結貸借対照表価額に

· 貯蔵品

ついては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社は1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取 得した建物附属設備及び構築物については、定額法を 採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

 建物及び構築物
 ・・・ 8年~20年

 工具、器具及び備品
 ・・・ 2年~15年

- 口,無形固定資産(リース資産を除く)
  - ・のれん
  - ・自社利用のソフトウェア

20年以内の合理的な期間で均等償却しております。 社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法に よっております。

# ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・ リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法を採用しております。

- 二. 投資その他の資産
  - · 長期前払費用

均等償却によっております。

③ 重要な引当金の計上基準 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、株主優待制度 に基づき、発生すると見込まれる額を計上しておりま す。

### ④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

### 飲食事業

店舗における顧客からの注文に基づきサービスを提供することによる売上であります。顧客にサービスを提供し、対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

### ウエディング事業

当社では、主に国内の顧客に対して、ウエディング事業を行っており、顧客との契約に基づき、挙式の施行及びそれに付随する商品及びサービスの提供を行う業務を負っております。その対価には変動対価に該当するものはなく、商品及びサービスに関する保証等の義務もありません。取引価格は、契約により定める商品及び役務の対価の額から値引き等の額を差し引いた金額に基づいており、各商品及び役務ごとに定められている独立の価格の比率を基に取引価額を配分しております。履行義務の充足時点については、基本的に挙式日の時点としております。

### ⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

### (会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる連結計算書類への影響はありません。

— 10 —

### 3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 4,243,705千円 無形固定資産 28,203千円 減損損失 61,689千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
  - ① 算出方法

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングをして おり、減損の兆候がある店舗について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る 場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。回収可能価額は、 正味売却価額又は使用価値により算定しております。

② 主要な仮定

店舗の継続的使用によって生じる将来のキャッシュ・フローは、取締役会によって承認された事業計画に基づき算定しております。事業計画における主要な仮定は、店舗ごとの売上高、利益率の予測であり、これらは過去の実績を踏まえ、将来の経営環境等を考慮して算定しています。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があります。

(繰延税金資産の同収可能性)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
  - 繰延税金資産 591,072千円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
  - ① 算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日) に定める会社分類を踏まえた将来の収益力に基づく課税所得の見積り、タックスプランニングの存在の有無及び将来加算一時差異の十分性により回収可能性を検討し、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りは、取締役会によって承認された事業計画に基づき行っております。事業計画における主要な仮定は、店舗ごとの売上高、利益率の予測であり、これらは過去の実績を踏まえ、将来の経営環境等を考慮して算定しています。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響 主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、課税所得の実績が見積金額と乖離す る可能性があります。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

3,057,968千円

### (2) 保証債務

一部の賃借物件の敷金及び保証金について、当社、貸主及び金融機関との間で代預託契約を締結しております。

当該契約に基づき、金融機関は貸主に対し敷金及び保証金相当額を預託しており、当社は貸主 が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

預託金返還債務保証額

37,898千円

### (3) 実行可能期間付タームローン契約の締結

当社は、2019年6月26日付で設備資金の効率的な調達を行うため、実行可能期間付タームローン契約(借入先 (㈱三菱UFJ銀行、貸出限度額300,000千円、利率 基準金利+0.7%、担保の有無担保無、当連結会計年度末借入実行残高85,000千円)を締結いたしました。

実行可能期間付タームローンには、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 各年度決算期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2019年2月 期又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持 すること。
- ② 各年度決算期の末日における連結損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。
- ③ 各年度決算期の末日における連結損益計算書及び連結貸借対照表において、以下の計算式の 基準値が10を上回らない状態を維持すること。但し、以下の計算式におけるEBITDAがゼロ又は 負の数値となる場合は、基準値が10を上回ったものとみなす。

基準値=ネット有利子負債÷EBITDA

### 財務制限条項抵触時の効果

- ① いずれか1項目以上に抵触した場合:金利の引上げ+0.25%
- ② 2期連続して、いずれか2項目以上に抵触した場合:財務改善に向けた事業計画の策定

### (4) 偶発債務

当社の連結子会社であるZETTON, INC. (米国) は、2021年3月に制定された、米国救済計画法 (American Rescue Plan Act of 2021) に基づくレストラン活性化基金 (Restaurant Revitalization Fund: RRF) 設立に伴い2021年5月に受給した820万ドルに関して、米国中小企業庁 (The U.S. Small Business Administration) より、受給資格の正当性について調査を受けております。

当社グループは、受給資格の正当性について、引き続き当局に対して説明を続けていくものの、今後の進捗によっては当社グループの業績に影響を与える可能性がありますが、現時点において当社グループの業績への影響を見積もることは困難であります。

# 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株	式(	の種	類	当連の	結会計 株	年度  式	期首 数	当連約 株	吉会計年 式	度増加 数	当連維株	ii会計年 式	度減少 数	当連結 株	法会計年/ 式	度末の 数
普	通	株	式		6,451	,000	株		-	-株			一株	6,	451,00	0株

# (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株	式 0	の種	類	当連結会 の 株	計年度 式	期首 数	当連終 株	吉会計年/ 式	度増加 数	当連約 株	吉会計年原 式	度減少 数	当連結 株	告会計年原 式	度末の 数
普	通	株	式		1,234	株		-	-株		_	株		1,23	4株

- (3) 剰余金の配当に関する事項
  - ① 配当支払額等 該当事項はありません。
  - ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの該当事項はありません。

### 6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
  - ① 金融商品に対する取組み方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(銀行借入)を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程に従って リスクの低減を図っております。

差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約に伴うものであり、預託先の信用リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、借入期間は最長で決算日後5年であります。

営業債務や借入金は、流動リスクに晒されておりますが、担当部門が適時に資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持等により管理しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年1月31日(当連結会計年度の決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいもの、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	1,585,145	1,585,145	_
(2) 売掛金	316,737	316,737	_
(3) 差入保証金	430,063	413,730	△16,332
資産計	2,331,947	2,315,614	△16,332
(4) 買掛金	(400, 489)	(400, 489)	_
(5) 未払金	(309, 918)	(309, 918)	_
(6) 未払費用	(283, 698)	(283, 698)	_
(7) 長期借入金(1年内返済予定の ものを含む)	(905, 279)	(901, 507)	△3,771
負債計	(1,899,385)	(1,895,614)	△3,771

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

### (注)時価の算定に用いた評価方法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。x

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における (無調整の) 相場価格により算定した

時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算

定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが それぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しており ます。

### 差入保証金

将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、 レベル2の時価に分類しております。

### 買掛金、未払金及び未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

# 長期借入金(1年内返済予定のものを含む)

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算 定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

### 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額				
投資有価証券	0千月				
差入保証金	100,834千円				

### (1)投資有価証券

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価 開示の対象とはしておりません。

### (2)差入保証金

市場価格がなく、償還予定時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

### 7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

452円44銭

(2) 1株当たり当期純利益

7円84銭

### 9. 重要な後発事象に関する注記

(株式交換契約(簡易株式交換)の締結)

株式会社アダストリア(以下「アダストリア」といいます。)及び株式会社ゼットン(以下「ゼットン」といい、アダストリアとゼットンを総称して「両社」といいます。)は、2023年3月21日 開催の両社の取締役会において、アダストリアを株式交換完全親会社とし、ゼットンを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本件株式交換」といいます。)を行うことを決議し、同日付にて両社間で株式交換契約(以下「本件株式交換契約」といいます。)を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件株式交換は、アダストリアにおいては会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による本件株式交換契約の承認を得ずに、ゼットンにおいては2024年4月25日に開催予定のゼットンの定時株主総会の決議による本件株式交換契約の承認を得た上で、2024年6月1日を本件株式交換の効力発生日として行う予定です。なお、本件株式交換の効力発生日(2024年6月1日を予定)(以下「本件株式交換効力発生日」といいます。)に先立ち、ゼットンの株式は株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)ネクスト市場において2024年5月30日付で上場廃止(最終売買日は2024年5月29日)となる予定です。

### 1. 本件株式交換による完全子会社の目的

アダストリアは、アダストリア及びその連結子会社17社、持分法適用関連会社1社(以下、総称して「アダストリアグループ」といいます。)により構成され、「Play fashion!」のミッションの下、ファッションを通じて、人々の心を豊かに、幸せにすることを使命としています。アダストリアでは、「グローバルワーク」、「ローリーズファーム」、「レプシィム」、「ジーナシス」、「レイジブルー」などのカジュアルファッションブランド、「ニコアンド」、「スタディオクリップ」、「ベイフロー」などのライフスタイル提案型ブランド、「アプレジュール」などのEC専業ブランド、「カオス」及び「カレンソロジー」などの洗練された大人に向けたブランドなど、様々なブランドを展開しております。

— 17 —

一方、ゼットンはゼットン及びその連結子会社 1 社により構成され、「店づくりは、人づくり。店づくりは、街づくり。」の経営理念の下、「アロハテーブル事業」、「ダイニング事業」、「アウトドア事業」、「ブライダル事業」、「インターナショナル事業」の事業区分にて推し進めております。ゼットンは、今後、中長期的な経営戦略の一つとして、ゼットンが有するブランド力を最大限に活かし、新たなビジネスモデルの構築を行うと同時に、サステナブル戦略に基づく街づくりを、既存事業の磨き込みを軸として、持続可能な社会の実現と永続的な企業価値の向上を目指しております。

アダストリアにとって飲食事業は、衣食住という言葉に表現されるように、消費者のライ フスタイルの中で「食」は「衣」と並んで大きな領域であり、アパレルの枠を超えて生活の あらゆる場面で多様なライフスタイルをお客様に提案するために重要な要素であることか ら、飲食事業の拡大に向けて、既存の経営資源を利用した現状の延長線上での成長ではな く、他社との提携やM&Aによる成長の可能性を幅広く検討しておりました。そして、アダス トリアとゼットンは、アダストリアが飲食事業を立ち上げた2017年10月下旬から、経営テー マに関して議論を行うなど、取締役を中心に交流があったところ、アダストリアがライフス タイル提案を目指す中で、ゼットンのブランドや商品、サービスといったコンテンツは、内 装の一つ一つにこだわりを感じさせるクオリティの高い空間デザインを有しているとの評価 を行っており、アダストリアがターゲットとする、日常の洋服に気を配るといった消費行動 を持つファッション感度の高い消費者層への訴求力があり、こだわりのある内装から醸し出 されるスタイリッシュな空気感もアダストリアのブランドとの親和性が高いとの評価も行っ ておりました。一方、ゼットンにおいても、Park-PFI制度(注)に基づいた公園開発事業や 公共施設再開発といったサステナブル戦略を推進していくためには、飲食業で培ってきたノ ウハウを活かしながらも、他業種との連携なども視野に入れながら、飲食業の枠を飛び越え る必要があると独自に認識しておりました。

(注) Park-PFI制度は、2017年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度となります。

そして、ゼットンは、新型コロナウイルス感染症の収束後においても、さらなる事業成長および企業価値向上のためには、他業種も含めた外部連携が必要との認識の下、2021年1月上旬より、独自に他社との資本提携を含めた様々な選択肢の検討を開始し、その後、2021年12月14日付で両社は資本業務提携契約(以下「資本業務提携契約」といいます。)を締結するとともに、2021年12月から2022年2月にかけて実施された第三者割当増資および公開買付けを経て、アダストリアはゼットンの普通株式3,289,400株(2024年1月31日現在の発行済株式総数6,449,766株(自己株式を除く)に占める議決権数の割合にして51.00%)を保有するに至り、連結子会社としております。

その後、両社間においては資本業務提携契約に基づいた、①両社それぞれが強みを持つ海

— 18 —

外地域における、相互の商品、ブランド、事業の展開、②両社それぞれの既存ブランド事業における、相互の商品、ブランド、事業の展開、③アダストリアグループのECプラットフォーム上におけるゼットン商品の取扱の拡充、④アダストリアグループのオウンドメディアを通じたゼットンのプロモーション活動、⑤ゼットンブランドの雑貨の、アダストリアグループ内での企画・製造、⑥アダストリアグループがこれまで構築してきた商業施設とのコネクションを活用した共同での店舗開発や、海外のゼットンの未進出エリア(中国を含むアジア各国)の開拓、管理部門における人材交流や業務効率化等に関するノウハウの交流といった施策(以下、①乃至⑥の施策を総称して「本提携施策」といいます。)について検討を進めてまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症による世界的な混乱の収束を経て、ゼットンにおいては成長に資する事業機会、具体例としては(i)コロナ禍が過ぎた後においても外食企業の倒産や経営効率の向上のための店舗閉鎖が増えている背景を踏まえた、コロナ禍前には空テナントとなることがなかった物件及び賃料等の好条件下で内装造作などが既に施された居抜き店舗の紹介増加、(ii) コロナ禍を経て顧客による外食への価値観が見直され、一度の食事利用における消費金額の上昇、(iii) 国内のみにとどまらず世界各国から引き合いのあるM&A案件や、Park-PFI制度における協業案件が生じてまいりました。

ゼットンが属する外食産業においては、急激な物価上昇や慢性的な労働力不足、IT活用の遅れなどが引き続き課題となっており、ゼットンにおいてもこれらの課題に対する施策の遂行が急務となっておりました。また、事業機会への投下資金の確保においては、外食産業に対する金融機関への融資姿勢は引き続き慎重であることから、機動的かつ十分な資金を確保するハードルが高い状況にありました。

このような状況を踏まえ、アダストリアとしては、本提携施策のみならず上記ゼットンにおける成長に資する事業機会を積極的かつスピーディに推進することは、長期的な両社の企業価値の向上に資すると考えるに至りました。一方、これらの施策は短期的には設備投資や費用の増加を伴い業績や経営指標の低下によりゼットンの少数株主の利益を損なう可能性があり、また、ゼットンにおいては上場企業として親会社であるアダストリアから独立した経営が行われ、アダストリアとの取引においては利益相反を回避するために慎重な検討を要する点から、積極的かつスピーディな実行が困難な状況にありました。

そこで、アダストリアとしてはゼットンを完全子会社化することによりこれらの課題を解決し、中長期的な両社の企業価値の向上を実現できると判断するに至り、2023年11月下旬よりアダストリアとゼットンとの間で本件株式交換に関する具体的な協議が開始され、ゼットンにおいては親会社で支配株主であるアダストリアとの協議開始にともない、下記「5.公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置)」に記載のとおり、本件株式交換の公正性を担保するため、本件株式交換の検討にあたり必要となる独立した検討体制の具体的な内容について検討し、当該検討体制を適切に構築した上、本件株式交換に係る具体的検討を開始することといたしました。具体的検討を開始するに際しゼットンは、アダスト

— 19 —

リアからの提案に対するゼットン取締役会における意思決定過程の公正性、透明性及び客観性の確保並びに意思決定の恣意性の排除を目的として、2023年12月14日に支配株主であるアダストリアとの間で利害関係を有しない独立した委員から構成される拡大特別委員会(以下「本件拡大特別委員会」といい、詳細については下記「5.公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置)」をご参照ください。)を設置し、併せて外部専門家を起用する等の具体的検討に向けた体制を整備いたしました。

その後、アダストリアは2023年12月27日付でゼットンに対し株式交換による完全子会社化を提案する旨の意向表明書を提出しました。

ゼットンは上記体制のもとアダストリアからの提案について慎重に検討した結果、ゼットンは、アダストリアの完全子会社となることで、従来以上に両社の連携を緊密化して、ゼットンの事業を拡大していく機会を図るとともに、資本業務提携契約における施策の実行を更に迅速化し、さらに、アダストリアグループの有する商品開発やマーケティングのノウハウ、人材、資金力、国内外のネットワーク等の経営資源をより一層活用することにより、両社グループの中長期的な視点に立った経営戦略を機動的かつ迅速に実現することが可能となるため、本件株式交換はゼットンの企業価値の向上に資するとの認識に至りました。

### 2. 本件株式交換について

### (1) 本件株式交換の日程

本件株式交換契約承認定時株主総会基準日(ゼットン)	2024年1月31日
本件株式交換契約承認取締役会(両社)	2024年3月21日
本件株式交換契約締結日(両社)	2024年3月21日
定時株主総会決議日(ゼットン)	2024年4月25日(予定)
最終売買日(ゼットン)	2024年5月29日(予定)
上場廃止日(ゼットン)	2024年5月30日(予定)
本件株式交換の効力発生日	2024年6月1日 (予定)

- (注1) アダストリアは、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要と しない簡易株式交換の手続により本件株式交換を行う予定です。
- (注2) 本件株式交換効力発生日は、両社の合意により変更されることがあります。上記日程に変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。

### (2) 本件株式交換の方式

アダストリアを株式交換完全親会社、ゼットンを株式交換完全子会社とする株式交換

となります。本件株式交換は、アダストリアについては会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに、ゼットンについては2024年4月25日に開催予定の定時株主総会において承認を受けた上で、2024年6月1日を効力発生日とする予定です。

### (3) 本件株式交換に係る割当の内容

	アダストリア (株式交換完全親会社)	ゼットン (株式交換完全子会社)			
株式交換比率	1	0.36			
本件株式交換により 交付する株式数	アダストリアの普通株式				

### (注1) 本件株式交換に係る割当比率

ゼットンの株式1株に対して、アダストリアの株式0.36株を割当て交付します。 ただし、アダストリアが保有するゼットン株式3,289,400株(2024年1月31日時 点)については、本件株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、上記株式交換比率(以下「本件株式交換比率」といいます。)は、算定の 根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあ ります。

### (注2) 本件株式交換により交付するアダストリアの株式数

アダストリアは、本件株式交換に際して、本件株式交換によりアダストリアがゼットンの発行済株式(但し、アダストリアが保有するゼットン株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるゼットンの株主の皆様(但し、アダストリアを除きます。)に対して、その所有するゼットン株式の株式数の合計に本件株式交換比率を乗じた数のアダストリア株式を割当交付する予定です。なおアダストリアはかかる交付に当たり、その保有する自己株式を充当する予定であり、本件株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。また、ゼットンは、本件株式交換効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、その保有する全ての自己株式(本件株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)を、基準時までに消却する予定です。本件株式交換によって割当交付する株式数については、ゼットンによる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

### (注3) 単元未満株式の取扱い

本件株式交換に伴い、アダストリアの単元未満株式を保有することとなる株主 の皆様については、アダストリア株式に関する以下の制度をご利用いただくこと ができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することは できません。 ① 単元未満株式の買増制度(1単元(100株)への買増し)

会社法第194条第1項及びアダストリアの定款第8条の規定に基づき、アダストリアの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元(100株)となる数の普通株式をアダストリアから買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度(1単元(100株)未満株式の売却) 会社法第192条第1項の規定に基づき、アダストリアの単元未満株式を保有す る株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをアダストリアに 対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本件株式交換に伴い、アダストリア株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるゼットンの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、その端数の合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数のアダストリア株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

- (4)本件株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い 該当事項はありません。
- 3. 本件株式交換に係る割当ての内容の根拠等
- (1)割当ての内容の根拠及び理由

アダストリア及びゼットンは、上記 1. 「本件株式交換による完全子会社化の目的」に記載のとおり、2023年12月にアダストリアからゼットンに対して本件株式交換による完全子会社化の提案が行われ、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、アダストリアがゼットンを完全子会社化することが、両社の企業価値向上にとって最善の判断であると考えるに至りました。

両社は、本件株式交換に用いられる上記2.「(3)本件株式交換に係る割当ての内容」に記載の本件株式交換比率の算定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、アダストリアは株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス・コンサルティング」といいます。)を第三者算定機関に、ゼットンは三田証券株式会社(以下「三田証券」といいます。)をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選定いたしました。

アダストリアにおいては、下記「5. 公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置)」に記載のとおり、第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングから2024年3月19日付で入手した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである佐藤総合法律事務所からの助言の結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本件株式交換比率は妥当であり、アダストリアの株主の皆様の利益に資するとの判断に至

ったため、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、ゼットンにおいては、下記「5.公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置)」に記載のとおり、第三者算定機関である三田証券から2024年3月19日付で受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである祝田法律事務所からの助言、アダストリアとの間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される本件拡大特別委員会からの指示、助言及び2024年3月21日付で受領した答申書の内容等を踏まえて、アダストリアとの間で複数回にわたり本件株式交換比率を含む本件株式交換の条件に関して慎重に交渉・協議を重ねた結果、本件株式交換比率は妥当であり、ゼットンの少数株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

両社は、上記のそれぞれにおける検討を踏まえて両社間で交渉・協議を重ねた結果、 本件株式交換比率により本件株式交換を行うことが妥当なものであり、それぞれの株主 の利益に資するとの判断に至ったため、本件株式交換比率により本件株式交換を行うこ ととし、本日開催の両社の取締役会の決議に基づき、両社間で本件株式交換契約を締結 しました。

なお、本件株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合に は、両社間で協議の上、変更することがあります。

### (2) 算定に関する概要

① 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

アダストリアの第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングは、アダストリア及びゼットンの関連当事者には該当せず、アダストリア及びゼットンとの間で重要な利害関係を有しません。

また、ゼットンの第三者算定機関である三田証券は、ゼットン及びアダストリアの関連当事者には該当せず、ゼットン及びアダストリアとの間で重要な利害関係を有しません。

### ② 算定の概要

アダストリア及びゼットンは、本件株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、アダストリアはプルータス・コンサルティングを、ゼットンは三田証券を第三者算定機関として選定し、それぞれ本件株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、以下の内容を含む株式交換比率算定書を取得いたしました。

プルータス・コンサルティングは、両社の株式価値の算定手法として、両社ともに市場株価が存在していることから市場株価法を、アダストリア及びゼットンいずれについても比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するため、

— 23 —

ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー(以下「DCF法」といいます。)を、それぞれ 採用して算定を行いました。

アダストリアの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による株式交換比率算 定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.30~0.37
類似会社比較法	0.21~0.30
DCF法	0.15~0.39

市場株価法においては、プルータス・コンサルティングは、算定基準日を本件株式交換契約締結日の前営業日である2024年3月19日として、アダストリア及びゼットンの普通株式の、東京証券取引所及び名古屋証券取引所における算定基準日、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値単純平均値を基に算定しております。

DCF法においては、アダストリアについては、アダストリアが作成した2024年2月期から2026年2月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を算定しております。

ゼットンについては、ゼットンが作成した2025年1月期から2029年1月期までの財務 予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。

なお、プルータス・コンサルティングがDCF法による算定の前提としたゼットンの財務予測には、連結営業利益において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には2026年1月期において、顧客単価の上昇や付加価値向上に伴う売上総利益率の向上、及び出店ペースの落ち着きによる販管費の低下により、連結営業利益が690百万円と対前年比で約130%増益することを見込んでおります。

本件株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時 点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF法による 算定の前提とした財務予測には反映しておりません。

プルータス・コンサルティングは、株式交換比率の算定に関してアダストリア及びゼットンから提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でプルータス・コンサルティングに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正

確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。プルータス・コンサルティングはアダストリア及びゼットン並びにそれらの関係会社のすべての資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それに限られません。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。プルータス・コンサルティングは、提供されたアダストリア及びゼットンの財務予測に関する情報が、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、アダストリアの同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。プルータス・コンサルティングの算定は2024年3月19日までにプルータス・コンサルティングが入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、プルータス・コンサルティングの算定は、アダストリアの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

一方、三田証券は、両社の株式価値の算定手法として、両社ともに市場株価が存在していることから市場株価法を、また両社の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法であるDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。なお、類似会社比較法については、ゼットンが属する外食産業は新型コロナウイルス感染症収束後の事業環境の過渡期にあり、ゼットン及び類似会社の直近の業績予想値を踏まえて適切な株式価値を算定することは困難であると判断したことから、採用しておりません。

アダストリアの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による株式交換比率算 定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ			
市場株価法	0.30~0.37			
DCF法	0.33~0.39			

市場株価法においては、三田証券は、算定基準日を本件株式交換契約締結日の前営業日である2024年3月19日として、ゼットン及びアダストリアの普通株式の、名古屋証券取引所及び東京証券取引所における算定基準日、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値単純平均値を基に算定しております。

DCF法においては、アダストリアについては、アダストリアが作成した2024年2月期から2026年2月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定いたしました。割引率は6.1%~8.1%を採用して

— 25 —

おり、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%として対 象者株式の1株当たり株式価値を算定しております。

ゼットンについては、ゼットンが作成した2025年1月期から2029年1月期までの財務 予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定いたしました。割引率は4.9%~6.9%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%として対象者株式の1株当たり株式価値を算定しております。

なお、三田証券がDCF法による算定の前提としたゼットンの財務予測には、連結営業利益において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には2025年1月期及び2026年1月期において、顧客単価の上昇や付加価値向上に伴う売上総利益率の向上、及び出店ペースの落ち着きによる販管費の低下により、対前年度比で大幅な増益を見込んでおります。2025年1月期は連結営業利益が310百万円と対前年比で約53%増益すること、2026年1月期は連結営業利益が1,050百万円と対前年比で約239%増益することを見込んでおります。

本件株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時 点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF法による 算定の前提とした財務予測には反映しておりません。

三田証券は、株式交換比率の算定に関してアダストリア及びゼットンから提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で三田証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。

三田証券はアダストリア及びゼットン並びにそれらの関係会社のすべての資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それに限られません。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三田証券は、提供されたアダストリア及びゼットンの財務予測に関する情報が、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、ゼットンの同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。三田証券の算定は2024年3月19日までに三田証券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、三田証券の算定は、ゼットンの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

— 26 —

<u>株主資本等変動計算書</u> (2023年2月1日から 2024年1月31日まで)

(単位:千円)

	株	主		資	本	
		資 本剰余金	利 益 剰余金			
	資本金	資 本準備金	そ利剰繰利利	自己株式	株 主 本 計	純資産 合計
当期首残高	90,000	1,506,749	剰余金 △141,405	△217	1, 455, 126	1, 455, 126
当 期 変 動 額						
当期純利益			4, 402		4, 402	4,402
当期変動額合計	_	_	4, 402	_	4, 402	4, 402
当 期 末 残 高	90,000	1,506,749	△137,003	△217	1,459,529	1,459,529

<sup>(</sup>注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

### 個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
  - ① 有価証券
    - · 子会社株式

移動平均法による原価法

・その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

· 商品、食品材料

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については

収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については 収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

時価法

③ デリバティブ

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設 備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属 設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

・・・8年~20年

構築物 ・・・10年~20年 工具、器具及び備品・・・2年~15年

② 無形固定資産(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可 能期間 (5年) に基づく定額法

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・ リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 投資その他の資産

· 長期前払費用

均等償却によっております。

### (3) 引当金の計上基準

株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、株主優待制度に基づき、発生すると見込まれる額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該 履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

### 飲食事業

店舗における顧客からの注文に基づきサービスを提供することによる売上であります。顧客にサービスを提供し、対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

### ウエディング事業

当社では、主に国内の顧客に対して、ウエディング事業を行っており、顧客との契約に基づき、挙式の施行及びそれに付随する商品及びサービスの提供を行う業務を負っております。その対価には変動対価に該当するものはなく、商品及びサービスに関する保証等の義務もありません。取引価格は、契約により定める商品及び役務の対価の額から値引き等の額を差し引いた金額に基づいており、各商品及び役務ごとに定められている独立の価格の比率を基に取引価額を配分しております。履行義務の充足時点については、基本的に挙式日の時点としております。

### (会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる計算書類への影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 1,577,737千円 無形固定資産 3,999千円 減損損失 61,689千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
  - 算出方法

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングをしており、減損の兆候がある店舗について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により算定しております。

② 主要な仮定

店舗の継続的使用によって生じる将来のキャッシュ・フローは、取締役会によって承認された事業計画に基づき算定しております。事業計画における主要な仮定は、店舗ごとの売上高、利益率の予測であり、これらは過去の実績を踏まえ、将来の経営環境等を考慮して算定しています。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、キャッシュ・フローの実績が見積金 額と乖離する可能性があります。 (繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 591,072千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
  - ① 算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日)に定める会社分類を踏まえた将来の収益力に基づく課税所得の見積り、タックスプランニングの存在の有無及び将来加算一時差異の十分性により回収可能性を検討し、当事業年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、将来の税金負担額を軽減することができる節囲内で繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りは、取締役会によって承認された事業計画に基づき行っております。事業計画における主要な仮定は、店舗ごとの売上高、利益率の予測であり、これらは過去の実績を踏まえ、将来の経営環境等を考慮して算定しています。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、課税所得の実績が見積金額と乖離する可能性があります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

3,057,968千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

親会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権 3,522千円 短期金銭債務 3,234千円

子会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権 27,004千円

短期金銭債務 622千円

### (3) 保証債務

一部の賃借物件の敷金及び保証金について、当社、貸主及び金融機関との間で代預託契約を締結しております。

当該契約に基づき、金融機関は貸主に対し敷金及び保証金相当額を預託しており、当社は貸主 が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

預託金返還債務保証額

37,898千円

### (4) 実行可能期間付タームローン契約の締結

当社は、2019年6月26日付で設備資金の効率的な調達を行うため、実行可能期間付タームローン契約(借入先 (㈱三菱UFJ銀行、貸出限度額300,000千円、利率 基準金利+0.7%、担保の有無担保無、当事業年度末借入実行残高85,000千円)を締結いたしました。

実行可能期間付タームローンには、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 各年度決算期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2019年2月 期又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持 すること。
- ② 各年度決算期の末日における連結損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。
- ③ 各年度決算期の末日における連結損益計算書及び連結貸借対照表において、以下の計算式の 基準値が10を上回らない状態を維持すること。但し、以下の計算式におけるEBITDAがゼロ又は 負の数値となる場合は、基準値が10を上回ったものとみなす。

基準値=ネット有利子負債÷ERITDA

### 財務制限条項抵触時の効果

- ① いずれか1項目以上に抵触した場合:金利の引上げ+0.25%
- ② 2期連続して、いずれか2項目以上に抵触した場合:財務改善に向けた事業計画の策定

### 5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との間の取引高 親会社との取引高 営業取引による取引高

32,752千円

# (2) 減損損失

直営店舗(東京都4店舗他計10店舗等)

建物及び構築物56,278千円工具器具備品5,410千円計61,689千円

# 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	1,234株	-株	-株	1,234株

# 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減損損失及び繰越欠損金等であります。

# 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗厨房設備、店舗備品等の一部については、所有権移 転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

# (2) オペレーティング・リース取引

	当事業年度
1年内	86,616千円
1年超	458,867千円
合計	545,484千円

### 9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等 該当事項はありません。

### (2) 親会社及び法人主要株主等

	種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関 連 当 事 者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
		株式会社 アダストリア	被所有 直接51.0	役員兼任	サービス 提供	28,530	売掛金	3,522
					業務委託	3, 325	未払金	731

- (注)1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等 業務内容を勘案して、両者協議の上で決定しております。
  - 3. 株式会社アダストリアは、2022年2月より当社の親会社及び主要株主に該当しております。

# (3) 子会社

	種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関 連 当 事 者 との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
	子会社 ZETTON, INC.	ZETTON INC	所有	役員の兼任	設備・備品		立替金	27,004
		直接100.0	資金の貸付	資金の立替	_	未払金	622	

- (注)1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等 業務内容を勘案して、両者協議の上で決定しております。

## 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

# 11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

226円29銭

(2) 1株当たり当期純利益

0円68銭

### 12. 重要な後発事象に関する注記

(株式交換契約(簡易株式交換)の締結)

連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記(株式交換契約(簡易株式交換)の締結)」をご 参照ください。